

第1回佐賀県地域医療対策協議会専門研修ワーキンググループ

次 第

日時：令和元年10月15日（火）18時30分～

場所：佐賀県庁旧館3階健康福祉部2号会議室

○ 開会

○ 説明事項

佐賀県地域医療対策協議会専門研修ワーキンググループの設置について

○ 意見交換事項

- (1) 「厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請についての回答」
（令和元年9月20日付一般社団法人日本専門医機構理事長）について
- (2) 佐賀県医師修学資金貸与事業の見直し（案）について
- (3) 医療機関における必要な医師の確保の現状と課題について

○ 閉会

【配布資料】

資料1 佐賀県地域医療対策協議会専門研修ワーキンググループの設置について

資料2-1 2020年度専門研修プログラムに対する厚生労働大臣からの意見・要請案（令和元年度第2回厚生労働省医道審議会医師分科会医師専門研修部会（令和元年9月11日）資料）

資料2-2 医師法16条の8の規定に基づく知事の意見について

資料2-3 「厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請についての回答」
（令和元年9月20日付一般社団法人日本専門医機構理事長）

資料2-4 自治医科大学卒業医師及び地域枠医師の専門研修プログラム応募（予定）
の状況

資料3 佐賀県医師修学資金貸与事業の見直し（案）について

【参考資料】

参考資料 佐賀県地域医療対策協議会専門研修ワーキンググループ設置要綱

（それぞれの論点について裏面参照）

意見交換事項と主な論点

(1) 「厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請についての回答」(令和元年9月20日付一般社団法人日本専門医機構理事長) について

- ・地域医療対策協議会が認めた地域枠医師及び自治医科大学出身医師がシーリングの枠外となる取扱いとされたが、どのように対処すべきか。
- ・都道府県別診療科のシーリング数の大幅な緩和が行われたが、どのように考えるか。
- ・シーリングにおける必要医師数の計算の見直しについて厚生労働省が検討することとしているが、どのように考えるか。

(2019.9.24 付け厚生労働省電子メール本文抜粋)

必要医師数の計算のあり方についても、各都道府県から多数の意見を頂きました。再来年以降の専攻医の募集に向けて、必要医師数の計算については見直す予定ですが、今回頂いた意見の中で、下記については各都道府県で議論と同意の末、計算に反映できる可能性がありますので、ご議論頂きたいと思えます。

- A) 特定の疾患・疾患群において診療する診療科が他県と明らかに異なることを、両診療科が合意している疾患・疾患群
- B) 特定の地域住民に対する医療が、当該都道府県の医師ではなく、隣県が行なっていることが明らかであり、両県が同意している地域(市町村単位)

上記については、改めて意見を伺う予定としておりますが、11月から12月までの年内をメドに伺う可能性がありますため、極力早めにご議論頂きますようお願いいたします。

(2) 佐賀県医師修学資金貸与事業の見直し(案) について

- ・佐賀県医師修学資金貸与事業において対象としている診療科の拡大等について、どのように考えるか。(いわゆる地域枠には、どのような医師を理想とすべきか。)

(3) 医療機関における必要な医師の確保の現状と課題について

(臨時委員から御発言いただきたい内容)

- ・確保が必要な医師の診療科、人数(現状、不足数等)
- ・必要である理由
- ・確保できていない要因として考えられるもの
- ・確保に向けた対策(病院の取組、国や県の取組として必要だと考えられる施策等)

(その他の論点)

- ・医師の働き方改革に向けた人員体制について(医局の動向、医療機関の対応等)